

## すでに大分市から児童手当の支給を受けている者

### ◆手当が減額となる場合

青字は様式があります。

手続きが必要な場合（例）	手続き	必要なもの
(1) 児童等が施設入所や里親に預けられた場合 (2) 配偶者との離婚に伴い児童等と生計が別になった場合 (3) 児童等が死亡した場合 (4) 児童等が国外転出（留学要件に該当する場合を除く）する場合 (5) 児童を監護しなくなった場合または生計要件を満たさなくなった場合 (6) 大学生年代の者について、「監護に相当する世話および必要な保護」をしなくなった場合または「生計費の相当部分の負担」をしなくなった場合	<b>改定届</b> (児童手当の額を減額するための手続き)	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）

#### 【重要】

- ・減額の手続きは事実発生後（施設入所日 等）速やかに行ってください。（手続きが遅れたことにより過払いが発生した場合には手当の返還が生じます。）